

令和 7 年 4 月 24 日

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係：6208-7591～7593)

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る変更点について（事前周知）

令和 7 年 4 月 1 日から支給開始の育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金について、令和 7 年 3 月 12 日付け「育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給開始について（事前周知）」によりお知らせしたところですが、地方公務員等共済組合法施行規則及び同法施行規程の一部改正（いずれも令和 7 年 4 月 1 日施行）により支給要件及び手続きに関する事項が決まり、以下のとおり事前周知の内容から変更がありました。

つきましては、変更内容について以下のとおりお知らせします。

なお、手続き等の詳細については、制度運用や請求書様式等について上部団体に確認中ですので、決まり次第改めてお知らせします。

記

1 育児休業支援手当金について

(1) 変更内容（下線部が変更箇所）

| 変更後 | 変更前 |
|--|--|
| <p>令和 7 年 4 月 1 日以降に、対象期間^(注1)内に、原則として、両親ともに<u>週休日を含む通算 14 日以上</u>の育児休業等を取得した場合、<u>最大 28 日間（28 日には週休日を含みますが、給付は週日を除く）</u>、1 日につき標準報酬の日額の 13%に相当する金額を現在の育児休業手当金に上乗せして支給します。</p> <p><u>また、令和 7 年 3 月 31 日以前から育児休業等</u>を取得しており、<u>令和 7 年 4 月 1 日以降において対象期間内に原則として、両親ともに週休日を含む通算 14 日以上</u>の育児休業等を取得した場合は、<u>支給対象となります。</u></p> <p>(注 1)「対象期間」とは、男性は子の出生日後 56 日以内、女性は産後休暇後 56 日以内の期間をいう。</p> <p>[以下省略]</p> | <p>令和 7 年 4 月 1 日以降に、対象期間^(注1)内に、原則として、両親ともに<u>通算 14 日以上</u>の育児休業等を取得した場合、<u>最大 28 日間</u>、1 日につき標準報酬の日額の 13%に相当する金額を現在の育児休業手当金に上乗せして支給します。</p> <p>(注 1) [同左]</p> <p>[以下省略]</p> |

2 育児時短勤務手当金について

(1) 変更内容（下線部が変更箇所）

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>令和7年4月1日以降に、2歳に満たない子を養育するため<u>勤務時間を短縮することによる勤務として総務省令に定める勤務</u>（以下「育児時短勤務」という。）をした場合、支給対象月^(注2)の一支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%^(注3)に相当する金額を支給します。</p> <p>(注2)「支給対象月」とは、組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。）をいいます。</p> <p>(注3) 育児時短勤務手当金の支給額と報酬の合計が、通常勤務の時の報酬を超えないように、支給率は調整されます。</p> | <p>令和7年4月1日以降に、2歳に満たない子を養育するために<u>1週間の所定労働時間を短縮する勤務</u>（以下「育児時短勤務」という。）をした場合、支給対象月^(注2)の一支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%^(注3)に相当する金額を支給します。</p> <p>(注2) [同左]</p> <p>(注3) [同左]</p> |

【総務省令に定める勤務】（地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の12）

- ・ 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項）
- ・ 部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項）

※その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限り。

- ・ 育児時短就業（雇用保険法第61条の12第1項）
- ・ その他これらに相当する勤務（警察庁職員及び都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官が国家公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務等をする場合を想定。）

なお、次の①から④のいずれかに該当する場合は、手当金は支給されません。

- ① 子の死亡その他の組合員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなった事由として組合が認める事由が生じたこと。
- ② 育児時短勤務に係る子が2歳に達したこと。
- ③ 育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まったこと。
- ④ 育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと。

(2) 育児職免の取扱い

育児時短勤務手当金については、2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務として総務省令に定める勤務をした場合に支給することになりますが、大阪市職員における「育児職免」が支給対象となるか、上部団体を通じて総務省に確認中ですので改めてお知らせします。